

## 特集《関西の知財》

## 日本弁理士会関西会の事業活動（紹介）



令和2年度 日本弁理士会関西会 会長 吉竹 英俊

## 要 約

日本弁理士会関西会は、会員の資質、信用、品位の向上を図るための事業、弁理士制度の普及と地域の知的財産活動の支援を行う事業、関西会組織の改善と事務局体制の充実を図る事業を柱に取り組みとともに、INPIT-KANSAI や近畿経済産業局との連携協力事業の具体的展開、及び、弁理士知財キャラバン関西を通じた関西エリアにおける地域知財活性化のための事業に取り組んでいます。また、新規事業として「西日本地域会連携会議」を開催、西日本地域の各地域会が集い、お互いに協力しあい情報交換することによって、各地域会と各経済産業局及び INPIT-KANSAI とを結び付けて各々の関係強化に努めています。引き続き、これまでの事業をさらに発展的に継続しながら、関係機関とも一層交流を深めて地域知財活性化の実効性をより高めてまいります。

## 目次

1. はじめに
2. 関西会各委員会の活動
  - 2-1. 知財普及・支援委員会
  - 2-2. 倫理委員会
  - 2-3. 違反者調査委員会
  - 2-4. 広報IT委員会
  - 2-5. 総務企画委員会
  - 2-6. 国際情報委員会
  - 2-7. 研修委員会
  - 2-8. 弁理士関係法規検討委員会
  - 2-9. 政策委員会
  - 2-10. INPIT 対応委員会
  - 2-11. 地域知財活性化委員会
3. まとめ

## 1. はじめに

日本弁理士会関西会は、会員数が2600名に達し、日本弁理士会の地域会として、旧日本弁理士会近畿支部（平成31年4月1日付「日本弁理士会関西会」改称）からの36年の歴史の中で、本会及び他地域会からも注目される様々な実績を誇るまでに成長してまいりました。関西会の目的は、本会の地域組織として、関西会を組織する会員の指導、連絡及び監督に関する事務、地域知財活性化事業に関する事務及び特に本会

から委任された本会の事務その他必要な事務を行い、もって本会の目的達成と事業の推進に資することです。そのために、関西会会員は目的達成に向けて各種事業を実行しています。本稿では、これまで脈々と受け継がれてきた事業の全体像を、委員会活動を通して紹介します。

## 2. 関西会各委員会の活動

## 2-1. 知財普及・支援委員会

知財普及・支援委員会は、関西会最大の委員会であり、令和2年度は60名の委員が所属しています。当委員会は、3つの事業部会から構成され、各事業部会が他の委員会と同等の規模を有しています。当委員会には、これらの事業部会に加え、事業部会間の調整を行う企画調整部会が設けられています。企画調整部会は、委員長、副委員長（各事業部会の部会長）、担当副会長、及び、担当幹事で構成されています。

各事業部会の事業内容等は、次のとおりです。

## (1) 第1事業部会

第1事業部会は、パテントセミナー、展示会へのブース出展、及びMOBIO Cafe セミナーを主に担当しています。

パテントセミナーは、一般社会人向けのセミナーであり、例年は16回程度のセミナーを実施しています。

部会名	委員数	役割	主な事業
第1事業部会	16名	主に中小企業を対象とした事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パテントセミナー</li> <li>・展示会へのブース出展</li> <li>・MOBIO Cafe セミナー</li> </ul>
第2事業部会	28名	学生を含む一般の方を対象にした知財制度と弁理士制度の普及事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁理士の日記念事業</li> <li>・記念講演会</li> <li>・知財ふれあいフェスティバル（子供向けイベント）</li> <li>・知財授業</li> </ul>
第3事業部会	16名	外部団体との連携事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三会協働事業</li> <li>・大阪府中小企業診断協会との連携事業</li> <li>・各士業女性合同研修会事業</li> </ul>

関西会の中核事業の一つであり、長年に亘り実施されてきました。基礎的な内容を取り扱う基礎編、及び、外国出願や侵害訴訟などの知財の特定の内容を深掘りする応用編がある他、関西の地区会と連携して、大阪府以外の府県でもセミナーを開催してきました。令和2年度は、コロナの影響で委員会の立ち上げが遅れたこともあり、5回のウェビナー開催となりましたが、参加者は例年を大きく上回り、平均で230名でした。

展示会へのブース出展については、コロナの影響で開催が危ぶまれたものの、令和2年10月に大阪勧業展に出展を行いました。パネル展示、知財紹介動画の放映、ミニセミナーの開催、及び即席相談会を実施しました。

MOBIO Cafe セミナーは、大阪府のものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）との共催セミナーです。MOBIOは、大阪府の中でも中小企業が多い東大阪市にあり、知財に関心が高い中小企業の方々に参加されています。例年は5回セミナーを実施していますが、令和2年度は、コロナの影響で3回の開催となりました。コロナ禍ではありましたが、講師と聴講者との交流の観点から対面でセミナーを開催し、企画した全セミナーを無事に完了しました。

第1事業部会は、これらの事業以外にも、主に中小企業を対象とした複数のテーマのセミナーを1日で行うワンデーセミナーも担当しています。令和2年度は、残念ながらワンデーセミナーを実施できませんでした。令和3年度は実施する予定で検討を進めています。

## （2）第2事業部会

第2事業部会は、弁理士の日記念事業（記念講演会、イベント）、及び知財授業を主に担当しています。

弁理士の日記念事業は、7月1日の弁理士の日を記念して、弁理士の日前後の週末に、広く一般向けに講演会及びイベントを実施するものです。パテントセミ

ナーと並ぶ関西会の中核事業です。例年多くの参加者が訪れますが、令和2年度現在は、コロナの影響により、残念ながら開催を見送りました。講演会は、知財関連のテーマを取り扱う年もあれば、話題性が高い技術をテーマとして取り扱う年もあります。令和1年度は、植物工場をテーマとして選択し、243名の参加がありました。イベントは、工作授業や、サイエンスショー、クイズコーナーなど、子供向けのコンテンツから構成され、屋内会場にて行われてきました。大阪市内の小学校にチラシを配布して以来、大きく集客が伸び、令和1年度は、延べ2,000名（推計）の参加がありました。令和3年度は、初の試みとして、オンラインで講演会及びイベントを実施することを決定しました。現在は、着々と準備を進めています。

知財授業は、近畿2府4県において申し込みがあった小学校、中学校、高校、高専に、当事業に登録された会員（弁理士）を派遣して、知的財産制度やモノ作りの楽しさ・大事さを子ども達に理解してもらう内容の授業を行っています。この授業に用いるコンテンツとしては、小学校寸劇形式知財授業（「君も今日からエジソン」）、中学校寸劇形式知財授業（「服の神」）、高校・高専寸劇形式知財授業（「おにぎりパック」）、中学・高校・高専講義形式知財授業（「きき湯」, 「コインロッカー AiT」, 「油井管」, 「プルトップ缶」）、発明工作授業（「回転台」, 「片手で持てるかな」, 「ペーパータワー」）があり、学校の要望に応じてコンテンツを選択しています。当該事業は非常に好評で、令和1年度までは申し込み校数が着実に増えていました。令和2年度現在は、コロナの影響で申し込みが減少したものの、それでも30校からの申し込みがあり、令和3年2月末時点で28校の授業が完了しています。

## （3）第3事業部会

第3事業部会は、三会協働事業、大阪府中小企業診

断協会との連携事業、及び、各士業女性合同研修会事業を主に担当しています。事業ごとに担当委員を決めており、担当委員は連携先との会合にも出席します。

三会協働事業は、大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会及び日本弁理士会関西会の三会による協働事業であり、法務・財務・知財の各側面からベンチャー企業の経営支援を主目的にして事業を推進しています。当該事業では、一般向けの対外セミナー、三会の会員向けの対内セミナー、及び、大学で授業を行う大学セミナーなどを実施しています。対外セミナー及び対内セミナーは、三会で共通点があり知財の観点を含むようテーマが設定されています。これまでは、ベンチャー企業関連、IPO 関連、知財価値評価などのテーマが選択されてきました。例年は、対外セミナーと対内セミナーで合計3回のセミナーを実施していたが、令和2年度は、コロナの影響で対外セミナー1回の開催となりました。12月にウェビナー開催を行い、例年を大きく上回る182名の参加がありました。大学セミナーは、三会から講師1名ずつが選ばれ、1つのテーマに沿って三士業による講義を行うものです。例年は2校で実施していましたが、令和2年度は1校のみでの実施となりました。また、令和2年度は、新たに、各士業の職業紹介を行う大学生向けのオンラインセミナーを実施しました。

大阪府中小企業診断協会との連携事業は、令和2年度で4年目を迎える事業です。当該事業の前身である大阪中小企業診断士会との連携事業を含めると、7年目となります。直近3年間は、両士業の理解を深めると共に交流を図ることを目的として、両会の会員向けのセミナーを実施してきました。このセミナーでは、中小企業の事例を題材としたグループディスカッションを主に行ってきました。また、知財コンサルに関心を持つ弁理士が増える中で、当事業を通して、中小企業診断士に講師の派遣依頼を行い、会員向けセミナーも実施しています。令和2年度は、令和3年1月末に開催予定で対面セミナーを企画しましたが、コロナの影響で残念ながら中止となりました。

各士業女性合同研修会事業は、令和2年度から第3事業部会が担当することになった事業です。当該研修会は、平成10年に関西の税理士・司法書士・公認会計士・弁理士の4士業により設立されたものであり、令和1年度の後半に弁理士会の参画が決まりました。令和2年度は、令和2年9月にWEB研修会及び懇親

会を行いました。WEB研修会では、外部講師による講演とともに、各士業からパネリストが参加したパネルディスカッションが行われました。全体252名の参加者があり、弁理士会からは19名が参加しました。

## 2-2. 倫理委員会

倫理委員会は、関西会会員に対する弁理士倫理の違反調査及び指導を職務権限とし、令和2年度は、「郵送物が届かないなど実態のない事務所の確認調査と、連絡がつかない会員に対する関西会としての対応の検討」を審議委嘱事項としました。主として、ユーザーが弁理士ナビに掲載されている連絡先に連絡しても通じない等、実態のない事務所が存在することはユーザーである国民に対して不誠実であることから、少なくとも関西会において、そのような事態が起こらないよう、実態を調査する趣旨からの審議事項です。令和2年度は、コロナ禍にも拘わらず、リアル・オンライン会議を併用して月1回の委員会を開催し、審議しました。

関西会全会員数2600名余りのうち従たる事務所登録会員300名余りに対して、追跡情報がわかるレターパックを使い郵便物の到達状況を確認し、併せて、いつ対象会員の手元に届いたか、さらには従たる事務所での執務状況等のアンケートも同時に実施しました。300名余りの対象会員への実態調査の結果、12件の事務所が郵送物不達であり、従たる事務所の連絡手段に問題があることが判明しました。対象の会員に対しては、その主たる事務所に対して、従たる事務所の郵送物不達状況を通知しました。その結果、対象会員が自発的に事務所の廃止又は変更の届出がなされたり、あるいは、必要に応じて当委員会から個別に改善を促しました。郵送物の不達状況の原因として、廃止又は住所変更が失念されていることが目立ちました。なお、今回の従たる事務所の実態調査についてのアンケート回収率が70%近くに及び、今更ながら、弁理士の誠実さが際立って見えました。さらに、当委員会では、従たる事務所の実態調査とは別に、関西会総会開催通知が届かない事務所が11件もあるとの情報を関西会事務局から入手しましたので、上記の実態調査と同様に、対象会員に対して郵送物不達状況を通知し、その結果、対象会員が自発的に事務所の廃止又は変更の届出がなされたり、あるいは、当委員会から個別に改善を促しました。幸いながら、その他、弁理士法・会



則・会令上，問題となる弁理士の行為が具体的事案として挙げられることはありませんでした。

今回の実態調査の結果，弁理士ナビに基づいて弁理士を検索し依頼しようとするユーザーに対して，連絡がつかない等の実態のない間違った事務所情報を与えていることになり，関西会として，その数は少ないが，全国的にみれば相当数の間違った情報を与えていることとなります。当委員会では，その改善が全国的に必要であると感じています。

### 2-3. 違反者調査委員会

違反者調査委員会は，会員からの情報提供等によって得られた関西会の活動範囲における非弁行為について，調査し，対応の要否等を検討する委員会であり，委員すべてが倫理委員会と兼務しています。委員会自体も，案件があるときに，倫理委員会と同じ日に，時間を分けて開催していますが，令和2年度は，年度初めに開催しただけで，案件がなく，休会が続いています。非弁に関する案件がないことは，好ましいことであると考えています。なお，本委員会の性質上，権限は異なるものの，本会の業務対策委員会と重なる部分が多く，数名の委員が業務対策委員会と兼務しています。その中で，業務対策委員会と本委員会とで情報共有できることとできないことを精査し，情報共有できることについては，情報漏洩等の該当しないように留意しながら情報共有しています。今後は，さらなる情報共有が必要であると考えています。

### 2-4. 広報 IT 委員会

#### (1) 広報 IT 委員会の概要

委員数は20名前後（令和2年度は20名）。原則月1回（第2水曜日）で委員会を開催しています。令和2年度は，コロナ禍の関係で，関西会でのリアルな会議と，ZOOM会議とを利用してハイブリットで委員会活動を行っています。

特に，広報 IT 委員会では，“関西に特化”した広報活動を実施しています。

#### (2) 広報 IT 委員会の主な活動

##### ① 関西会 HP の事例紹介（ちざい げんき きんき）の拡充

掲載目的は，関西に本社を置くまたは由来がある企業，団体の知財活用事例およびそれに関わる弁理士の活動を広く知ってもらい，弁理士業務の発展に寄与す

ることを目的に行っています。毎年4~5件程度，新しく記事を掲載しています。具体的に，取材活動は4~5人の委員からなる班を4つ程度作り，年度内に各班1件の取材を行うことにしています。取材先選定方法は，班員の嗜好や知り合いの有無により決定していますが，あまり分野に偏りが出ないように，また関西ならではの感が出るように各班員が工夫しています。ただ，委員会が4月に立ち上がって取材活動を開始するため，取材記事が完成して掲載しますと，どうしても年度末に固まる傾向があり，掲載間隔を調整するなど配慮しています。令和1年度の取材先の例には，タイガー魔法瓶株式会社，株式会社アシックス，株式会社麴太（敬称略）などがあります。

#### ② ノベルティの作成

平成28年度に関西2府4県のご当地はっぴよんを作成しました。



同デザインを用いたクリアファイル（平成28年度）と，定規およびビニール袋（平成29年度）をそれぞれ作成しています。

さらに，令和2年度は，関西会のポスターを2種類作成しました。1つははっぴよんを採用し，もう一つは新しい取り組みとしてモデルを採用した弁理士会のポスターを作成しています。



## ③ 関西会の公式 facebook の運営

関西会や特許庁などの知財関連団体の HP のコンテンツのうち、知財の一般ユーザーにとって有益と思われるコンテンツのリンクを公式 facebook に掲載し、情報を拡散しています。令和 1 年度には、ポスターと同じモデルを起用した Web 広告を実施しました。

## ④ マスコミとの協力関係の維持

「弁理士の日」記念事業に関する記事を掲載するよう新聞社に依頼し、日刊工業新聞等には掲載して貰った実績があります。その他、知財イベント、法改正および制度改正の周知のためにプレスリリース等を行っています。また、以前は、記者懇談会を、毎年実施しておりましたが、関西という地域性もあると思うのですが記者の方が思うように集まらず、平成 29 年度から廃止しています。

## ⑤ パンフレット等の編集・発行

関西会の紹介パンフレット、無料相談会のチラシ（関西版ご当地はっぴょんを使用）の編集・発行しています。

⑥ 関西会所属の会員向けメール（夕陽丘だより）の作成・発行（月 1 回）しております。なお、夕陽丘は、以前、近畿支部室があった地域の名称で、移転後も継続して使用しています。

### （3） 関西会の他の委員会での広報に関連する活動への協力

## ① 弁理士の日記念事業

弁理士の日に関西 2 府 4 県で開催する事業を関西会 HP で紹介しています。

② 毎年、関西 2 府 4 県で開催の Patent Seminar を関西会 HP で紹介しています。

③ 企業、学校等に対する知財支援活動の実施（知的財産特別授業、自治体との共催セミナー）を紹介しています。

④ 関西会で実施しております無料相談会について関西会 HP で紹介しています。

### 2-5. 総務企画委員会

総務企画委員会は、賀詞交歓会や新人歓迎会といった、関西地域の会員同士の交流に加え、外部団体や知財関係者との連携をより一層深めるための、企画の立案やイベントの運営を主な活動としている委員会です。令和 2 年度は、昨今の社会的情勢によって、大人数での懇親の機会を設けることが難しく、例年、恒例

であった各種イベントを開催することができなかったことから、コロナ禍の影響を最も受けた委員会の一つでした。その一方で、当委員会のもう一つの主な役割である、知財相談室の運営においては、相談を担当する会員や、相談者の安全性や利便性を考慮し、オンライン形式での運営方法を確立し、実施するに至りました。既に、多くの相談者において、オンライン形式での相談をご利用戴いているところであり、令和 2 年度における当委員会の大きな成果であったと考えています。

コロナ禍について、現在も予断を許さない状況であり、今後、どのように終息するか予測が難しいところではありますが、以前のように、イベントの企画や運営を通じて、会員同士、また外部団体や知財関係者との親交を深め、関西地域が一丸となり、知財を広く社会に周知させ、業界の発展と振興に資することができるようになることを願ってやみません。その暁には、この記事を読んで戴いている会員におかれましては、ぜひ、当委員会の企画・運営する各イベントへの参加をお願いします。

### 2-6. 国際情報委員会

#### （1） 例年の基本的な活動等について

- ・ 関西会で唯一の実務系委員会。
- ・ 外国知財制度・実務の調査・研究、海外派遣、研修会の企画・開催、関西の中小企業の支援が活動の柱。
- ・ 具体的には、外国知財制度・実務の調査・研究や海外派遣・海外知財団体との交流を通じて入手した知財情報を、冊子・報告書（関西会 HP からダウンロード可能）の作成・配布を通じて、関西会会員や関西の中小企業の方々に提供しています。また、外国知財制度・実務に関する研修会の企画・開催により、知財情報を提供しています。

#### （2） 令和 2 年度の活動について

令和 2 年度は、コロナ禍の影響により、例年の主な活動である海外派遣及び研修等の活動を行うことができませんでした。国際情報委員会では、代わりに、主に以下の活動を行いました。

## ① 今までの研究成果等の情報発信について

当委員会では、海外派遣によって得た海外知財制度・実務情報等を冊子にまとめてきましたが、発行部数に限りがあるため、情報等の提供を行える範囲が限定されていました。そこで、令和 2 年度は、当委員会

の活動内容や研究成果を会員等により広く周知させるために、情報発信の方法について検討するとともに、それに関して以下のような活動を行いました。

・ 関西会の会員専用 HP における国際情報委員会ページの改訂

広報 IT 委員会の協力のもと、今までの活動報告や研究成果のデータを見やすく整理しました。

・ 関西会 HP に掲載する動画コンテンツ作成の検討

会員又は中小企業向けに海外知財制度・実務情報を動画コンテンツにして発信することを検討しました。

・ 令和 1 年度のインド派遣で得た情報のパテント誌への投稿（原稿執筆中）

当委員会が海外派遣で得た情報を、関西会会員だけでなく、日本弁理士会会員全体に広く伝えられるように、パテント誌の原稿の執筆を進めています。

② 海外団体との WEB 交流・意見交換会

今までの海外派遣で交流関係を築いてきた海外団体の一つである広東専利代理協会と、WEB による交流・意見交換会を行いました。

## 2-7. 研修委員会

### (1) 令和 2 年度の活動について

- ・ 研修委員会はここ数年、年間 40 本を超える集合研修を企画・実施してきたところ、令和 2 年度は研修が開催できない緊急事態宣言下でのスタートとなり、他の委員会同様に難しい舵取りをしいられました。
- ・ 委嘱事項に基づき、集合研修の実施を目指して、委員会では研修所から周知された研修実施のガイドラインを遵守しながら、関西会で実施する際し、検討すべきことの洗い出しを行うことからはじめました。
- ・ ガイドライン + a で関西会独自の運用策を取り入れるに際し、運営委員からは活発な意見がありました。
- 会場の選定 → ガイドライン遵守と対策が不十分になるリスクを考慮して外部会場は利用しない、関西会の会議室のみで実施することとしました。
- 受付時の対策 → 入場券を予め準備してもらえるように、入り口に貼り紙を行うこととしました。また消毒・検温がスムーズに且つソーシャルディスタンスが保てるように、立ち位置のマーク、貼り紙を行うこととしました。
- 休憩時間 → 研修開始前、休憩時の私語を慎んでもらうよう司会者からアナウンスすることとしました。
- 退室時の対策 → 後方の列から時差退室を誘導・実施

することとしました。

- ガイドラインに沿って、開催案内文、研修実施の司会シナリオの見直しを行いました。
- 留意事項をわかりやすくまとめたものを追加配布資料として配布することとしました。
- 運営委員の数 → これまでは正副・2 名体制であったが、担当者の体調不良などを考慮して補欠担当を決めておくこととしました。
- ・ この他、ガイドラインには、研修を受講した受講生にコロナ感染者が発生した場合の運用についてなにも記載がなく、そのような場合、どう対応すべきか、議論になりました。
- ・ 集合研修実施に向けて講師の選定では、講師との信頼関係を大切にすること、急遽中止になる可能性があること、中止になったときには研修準備が進んでいても講師料を支払うことはできないことを十分ご理解いただいた上で講師依頼を行うよう徹底しました。
- ・ 令和 2 年 10 月 28 日の研修は、令和 2 年度第 1 回目の研修会となりました。講義では、カラーの付箋を使って声を出さずに受講生の意思表示を確認する等、講師の工夫もあって、非常に好評な研修会となりました。
- ・ 令和 2 年 12 月 4 日の研修は 140 名を超える受講希望で受講者は抽選となり、多くのキャンセル待ちがでる盛況ぶりでした。大阪府下での感染が拡大し「赤信号」になった日でしたが、感染対策を十分行い実施することができました。
- ・ 10 月 28 日及び 12 月 4 日の集合研修を行った後も、再度、感染予防対策に改善点・修正すべき点がないか検討を行いました。
- (2) 令和 3 年度に向けて
- ・ 令和 3 年 1 月の委員会は令和 2 年度から加入した運営委員の親睦も兼ねて 2 セッションでグループ討論を Zoom のブレイクアウトルーム機能を利用して行いました。以下、活発な意見がでました。
- 集合研修の魅力再認識した。その一方で感染リスクを考えるとウェブ研修での実施も進めていくべき。集合研修で企画し感染状況をみてウェブ研修に切り替える、集合とウェブの両方で実施する等、ハイブリッド型が実現できれば理想か。
- 他の地域会に関西会の研修を配信する場合、人数制限がある場合は関西会会員を優先すべきでは。関西会側か提供するばかりでなく、予算面も含め相互協



力できる形を模索すべきでは。

- 単位認定にこだわらず、会員に対しどんどん勉強する機会を提供すべきだ。
- ウェブ研修でも、リアクションボタンやコメント欄をどんどん活用して質疑応答ができる形で実施できないか。
- 海外代理人とつないだウェブ研修、ワークショップ形式のウェブ研修を実施してみたい。
- 感染者数何名以上になったら等、中止基準を決めるのは難しいかもしれないが、中止判断のフローを作成してはどうか。

### （3）委員長所感

- ・感染拡大につき、研修を実施すべきか否かの判断は、研修を担当する委員それぞれ、コロナに対する価値観、温度感が異なり、非常に難しいものでした。
- ・受講生・講師の感染予防に努めることはもちろん、運営委員も感染リスクに晒されないように十分検討すること、事務局に過度な負担をかけないこと、運営委員のモチベーションを落とさないように安全で無理のない委員会運営を心掛けました。
- ・令和2年度の弁護士・弁理士の合同勉強会は、単位認定なしにはなりましたが、ウェブを使って「講義＋グループ討論」の形で行い、大変有意義でした。集合研修への申込状況や実施後のアンケート結果をみますと、研修委員会としては、今後も集合研修をしっかり実施していくことをメインにしていくべきと思います。が、このコロナ禍が、会員のスキルアップを図ることに注力する研修委員会として、単位認定研修だけにとらわれず、ウェブを活用した海外代理人を講師とした研修や小規模のワークショップ型・ディスカッション型研修の実施を模索する機会になれば、よりよいのではとグループ討論で運営委員の先生方のご意見を聞き、感じた次第です。

### 2-8. 弁理士関係法規検討委員会

令和2年度の弁理士関係法規検討委員会では、関西会の活動と関西会規則の関係を本会規則等との関連も含めて視覚的に把握できるようにするため、関西会の活動に関連する関係法規を整理して一覧表としてまとめることに尽力しました。これにより、関西会の活動と関西会規則等との関係の見える化が図られ、どの規則が根拠になって関西会の活動が行われているのか関西会規則等の体系的把握を視覚的に可能としました。

さらに令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う事業の中止及び延期を強いられたことから、関西会関連法規が天災地変等の非常事態が生じた場合に備えた規定内容となっているかを検討し、必要に応じて見直すことに尽力しました。

当委員会は関西会に関する法規を検討する委員会であり、規定された内容について改正等の必要が生じた場合に活動する点で年度初めに決めた目標に基づき能動的に活動する他の委員会とは毛並みが異なる委員会ではありますが、時代とともに関西会の活動も変化していく中で、変化に合致した関係法規の見直しを次年度も引き続き検討していく所存です。

## 2-9. 政策委員会

### （1）政策委員会について

平成31年（令和1年）度、日本弁理士会近畿支部は、その名称を日本弁理士会関西会（以下、「関西会」）に変更し、関西の地域知財の発展に更に貢献していくことが期待されており、関西会を組織する各種委員会も、多岐の分野にわたって積極的な活動を推進しています。その中でも、政策委員会は、関西会役員会により諮問された審議委嘱事項を検討し、審議委嘱事項に対する提言を関西会会長に報告することを、その活動内容としています。審議委嘱事項は、関西会の会則の変更といった直近的な対応事項への検討や、関西会や関西地域知財の将来を見据えた政策の立案など多岐にわたります。政策委員会は、関西会会員の中から政策委員を募り、概ね月1回の頻度で会合を開いて委員間で意見を交わし、1年をかけて審議委嘱事項に対する提言をまとめます。

### （2）近年の活動内容

- ・平成30年度：審議委嘱事項1「支部名称の変更に向けての調査・検討（支部の英文表記含む）」  
平成30年度政策委員会では、「日本弁理士会近畿支部の名称を「日本弁理士会関西会」とし、英文表記を「KANSAI BRANCH OF JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION」とすることに賛成する」との提言を行いました。当時の議論では、「近畿」「関西」といった地域名称の歴史的な使用経過や外国語における意味などが検討され、上記の提言と至りました。
- ・令和1年：審議委嘱事項1「関西会における企業所属弁理士の増加について、関西会は会活性化のため

### 如何に適応すべきかの検討」

令和1年度政策委員会では、「会員の会務運営への参加の努力義務を規定した弁理士会会則第40条第3項の会員への周知を進め、指名制度を積極的に利用し、また、企業所属弁理士も参加し易い委員会等を増設すべき」との提言を行いました。近年、会員数に対する企業弁理士数の比率が増加していますが、代理を業しない企業弁理士は、弁理士の本来業務に関する認識が共有されておらず、事務所弁理士との間で、弁理士資格に対する考えや価値観に相違があります。また、関西会の活動に積極的に参加しているとは言い難い状態にあり、この状態が続くことは、関西知財の発展を中心となって担うべき関西会にとって好ましいことではないと懸念されました。令和1年度政策委員会では、企業弁理士はなぜ弁理士登録するのか、また、なぜ企業弁理士の会務への参加が少ないのか、などを把握する必要があると考え、会務参加に関する意識調査として、企業弁理士だけでなく、事務所弁理士を含む全ての関西会会員を対象にアンケートを実施し、アンケート結果を踏まえた政策委員の議論を経て、上記の提言を行いました。

- 令和1年：審議委嘱事項2「日本弁理士会の収入である会費額について、会活性化の観点から、現状の検討と、将来に向けた提案」

令和1年度政策委員会では、「関西会予算の柔軟な運用が可能となるような制度設計を目指すべきであること、及び会費額を上げずに効果的に関西会のプレゼンスを発揮する方策を検討すべきである」ことを提言しました。関西会（旧近畿支部）予算は、平成29年度から平成30年度にかけて大幅に減額されており、関西会の一部の委員会では、予算削減に伴って所望する活動が制限されているという声がありました。そこで、予算削減によって、実際にどの程度の活動抑制を強いられているか、その実態を検証すべく、関西会における主要委員会の委員長及び地区会の地区会長を対象に、予算と活動状況に関するヒアリングを行いました。その結果、予算削減による影響を受けたと回答した委員会、地区会はあったものの、会費を値上げまでして予算を増やすことについては、慎重ないし否定的な意見が多数でした。また、政策委員会の議論では、会費額の値上げが必ずしも関西会予算の増加に直結せず、関西会予

算の柔軟な運用が可能となるような制度設計が真に望まれるとの意見もあり、上記の提言を行うことになりました。

- 令和2年：審議委嘱事項1「関西会における企業所属弁理士の増加について、関西会は会活性化のため如何に適応すべきかの検討」

令和2年度政策委員会では、「企業弁理士と事務所弁理士とが概ね半数ずつ参加して、企業知財の活性化に繋がる研究活動を行う新規委員会（例えば、名称として「協同委員会」）の設立に向けて、準備委員会を立ち上げ、また、指名制度をより積極的に活用すると共に、既存の関西会の媒体を用いながら会務参加義務の周知活動を続ける」ことを提言しました。令和2年度の審議委嘱事項は、令和1年の審議委嘱事項1の継続審議となり、前年度提言を具体化に向けた検討を進めました。しかし、企業弁理士も参加し易い委員会を増設する点の審議に関しては、当委員会の委員には企業所属弁理士がいない状態であったため、関西会の委員会に参加している企業弁理士を対象に、新設委員会としてどのようなものが適切であるか、ヒアリングを行いました。ヒアリング結果を踏まえて政策委員会での議論を重ね、新設委員会としては、会員交流、ネットワーク構築、情報交換をより期待できること、企業のメリットだけでなく、企業弁理士と事務所弁理士とが互いに切磋琢磨できる委員会であること、ヒアリングの回答として、企業弁理士の複数人が挙げていた「知財戦略」をキーワードとすること、などが候補として検討されました。そして、企業弁理士と事務所弁理士が、相互の理解を深め、関西知財の発展に貢献するための活動に従事する機会を設けるとの趣旨から、上記の提言を行うことになりました。

### （3）今後の活動について

近年の政策委員会では、将来的な政策の立案が審議委嘱事項となり、政策委員会が行った提言は、今後の方向性を示唆したものでした。今後は、提言した政策を具体的に実現させるための議論を重ね、関西会がそのプレゼンスをより発揮するための方策を検討して参ります。

## 2-10. INPIT 対応委員会

INPIT-KANSAI（独立行政法人 工業所有権情報・資料館近畿統括本部）連携協力事業に関する令和2年



度の活動状況は、以下のとおりです。

#### （１） INPIT-KANSAI 連携協力事業の目的

特許庁および INPIT からの INPIT-KANSAI の利活用の促進への協力要請に応え、日本弁理士会関西会（以下、「関西会」）会員が INPIT-KANSAI の事業、機能、活動を十分に認識できるように導き、関西会会員が橋渡しすることで中小企業等が安心して INPIT-KANSAI を利活用できるような環境を整え、併せて、INPIT-KANSAI との連携強化を図ること。

#### （２） 令和２年度予定していた活動

令和１年度末（２０２０年２月２７日）に実施した、令和２年度当委員会の活動に向けた INPIT-KANSAI 幹部との意見交換を踏まえ、当委員会の活動目標を以下のように設定しました。

- i) 関西会会員向け、INPIT 知財戦略エキスパート（以下、「INPIT エキスパート」）によるグループワーク形式の研修の実施。
- ii) INPIT エキスパートと関西会の弁理士による外部向けセミナーの実施。
- iii) INPIT-KANSAI が開催するイベントへの協力。
- iv) 関西知財プラットフォームへの参加協力。
- v) INPIT-KANSAI に寄せられる弁理士紹介ニーズに対応できる関西会会員弁理士紹介システムの構築に向けた検討。
- vi) 出張面接審査の関西会会員向け広報。

#### ① 関西会会員向け、INPIT 知財戦略エキスパート（以下、「INPIT エキスパート」）によるグループワーク形式の研修の実施について

企業所属弁理士と事務所弁理士がほぼ同数ずつ入るグループを複数設定し、講師が提示する中小企業で想定される問題について、知財の観点からの課題の抽出と解決策をグループ内での討論を通じて検討するとともにその結果を発表し、グループ間で論評するという研修です。グループに企業所属弁理士が入っていることから、課題抽出に関する議論が活性化し、事務所弁理士にとって有益な知見が得られ、また、企業所属弁理士にとっても、事務所弁理士との討論を通じて自らの知見をさらに発展させることができます。企業所属弁理士の関西会への関与を促し、事務所弁理士にとっては企業の知財経営に関する知見を得る機会となり、このことが中小企業と INPIT-KANSAI をつなぐ橋渡し役としての弁理士の育成にもつながることから、この種の研修を継続発展させていくことは重要です。令

和２年度は、残念ながら、コロナ禍でリアルでの研修が制限されたため、実施には至っていませんが、令和３年度（コロナ後）において実施する計画です。

#### ② INPIT エキスパートと関西会の弁理士による外部向けセミナーの実施について

INPIT-KANSAI の開設後、関西会および地区会において、INPIT-KANSAI の各種の中小企業向け支援事業の紹介を主目的として、INPIT エキスパートによる外部向けセミナーを実施してきました。令和２年度はこれをさらに発展させ、INPIT エキスパートが主に企業内での課題の抽出の手法に焦点を当てた講演を行い、関西会の弁理士が課題解決の手法に焦点を当てた講演を行うという、INPIT-KANSAI と関西会が内容面でタイアップした外部向けセミナーを計画しました。コロナ禍の影響で実施の見込みが未だ立っていませんが、コロナ後を見据え、INPIT-KANSAI と当委員会との間で同外部向けセミナーのコンテンツが練られつつあります。

#### ③ INPIT-KANSAI が開催するイベントへの協力について

令和２年度は、コロナ禍の影響により、INPIT-KANSAI が開催する、オンライン配信による「関西ビジネス知財フォーラム 2021」（2021年２月１５日（月）実施）の後援、広報に関する協力にとどまりましたが、今後リアルで開催されるフォーラム等のイベントにおいては、関西会会員の講演者の推薦や相談ブースの設置といった協力が考えられています。

#### ④ 関西知財プラットフォームへの参加協力について

令和２年度は、同プラットフォームの立ち上げ段階であることから、役員会が中心となって対応しました。なお、令和３年度以降は、関西会において新たに設置される「近畿経済産業局協同委員会」が対応します。

#### ⑤ INPIT-KANSAI に寄せられる弁理士紹介ニーズに対応できる関西会会員弁理士紹介システムの構築に向けた検討について

INPIT-KANSAI の事業の柱の一つに、INPIT エキスパートによる企業訪問型の「関西知財戦略支援専門窓口」があります。同窓口による支援活動において、当該支援企業に特有の課題が見出されたとしても、その解決手法が国内外の知財の保護（権利化）に係る場合、それは、弁理士の専権業務あるいは標榜業務に係ることになり、それ故に、当該支援企業の課題解決に適した弁理士の紹介ニーズが生じます。このような

ニーズに対して、公益団体である関西会として、公平性を担保しつつどのような関与の仕方がありえるか、との命題に答えるべく、当委員会では、INPIT-KANSAIと協議を重ね、おおまかなスキームを明らかにしつつあります。今後は、このスキームを確定し、実施に向けた規則を策定する予定です。

#### ⑥ 出張面接審査の関西会会員向け広報について

関西会が常に協力をしていくべき事項です。当委員会で過去に実施したアンケートにおいても、出張面接審査の効用（利点）が多く指摘されています。令和2年度は、コロナ禍の影響で出張面接審査そのものが控えられたため、積極的な広報も控えざるを得ませんでした。コロナ後は、新たな広報展開をしていく予定です。

#### （3） その他の活動

INPIT-KANSAIと強い関わりをもつ当委員会の特質上、中小企業支援がキーワードとなり、中小企業との関わりにおいて我々弁理士が信頼を獲得するためにどのようなスキルが求められ、権利化業務以外にどのような業務がありうるか、との点が話題になることがあります。令和2年度特に焦点が当てられたのが、「タイムスタンプを活用した中小企業支援業務」です。そこで、タイムスタンプ活用業務のあり方について造詣が深い北村光司委員により、当委員会委員を対象に、5回にわたり、講演をしていただきました。講演の内容の有用性（弁理士が業務においてタイムスタンプを活用することの有用性）と、この有用性を関西会会員弁理士に広める必要性については、当委員会委員全員が納得しており、今後、どのような活動に発展させていくかを検討しています。

#### 2-11. 地域知財活性化委員会

平成27年度より、全国の中小企業者を広く対象として申請を募り訪問知財経営コンサルティングを行う弁理士知財キャラバン事業が開始されましたが、令和1年度、その内容は一旦リフォームされ、支援件数も絞られることとなりました。一方関西会では、令和1年度から、リフォーム前の内容に相当する弁理士知財キャラバン関西事業を行うこととなりました。関西会の事業となるため、それ以前まで本会で行って頂いていた事務手続を含めて全て関西会で行うことになりま

すが、関西会地域の中小企業者を広く対象として訪問知財経営コンサルティングによる支援を行うことが、当地域の知財活動の活性化を図る上で有用性が高いと考えたからです。この弁理士知財キャラバン関西事業を担当しているのが地域知財活性化委員会です。

令和2年度の場合、前半は、新型コロナウイルスの影響下、申請が少なく、また、広報活動も行い難い点がありました。そこで後半に向けて、申請件数増を図ると共に広報活動を行い易くするという意味も含めて、チラシ、ポスター、ウェブページ等の広報ツールに、新型コロナウイルス発生後に対応させるべく、「世の中が変わろうとしている今こそ知財について考える機会です」という見出しを加え、従来のチラシ等に挙げていたコンサルティングの課題の例として「感染防止を踏まえた製品と知財の見直し」を加える等の修正を行って広報活動を行いました。また、リモートでのコンサルティングも必要な場合は可能とする運用を行うこととしました。それらに加えて、知的財産経営センターキャラバン事業部のご協力もあり、令和2年度トータルとしては、令和3年度に向けて展望できる程度の件数の支援申請を依頼して頂くことができました。申請企業に対しては、コロナ禍の状況下でありながら、関西会所属のJPAA知財コンサルタント（支援員）の皆様、熱心な訪問（又はリモート）コンサルティングによる支援を実行して頂いています。当委員会が担当する弁理士知財キャラバン関西事業は、支援員各位のご協力があって初めて成り立っています。この場を借りて改めて感謝申し上げます。今後も関西会地域の知財活性化に貢献できるよう努めて参ります。

#### 3. まとめ

令和2年に年が明けてから、新型コロナウイルスの脅威が徐々に拡大し、我が国においても緊急事態宣言が発令され大変な事態になりました。そんな中で、日本弁理士会関西会では、感染リスクを極力抑える対処方法を取ることで可能な限り活動を継続、新たに西日本地域の各地域会との連携強化にも取り組みました。それにしても、今の日本弁理士会関西会の活動の活性度は、極めて低いものとなっています。新型コロナウイルスの脅威が収束した暁には、直ちに活動が再開できるよう、準備だけは怠らずに整えてまいります。

（原稿受領 2021.4.2）